

群馬大学学生海外派遣支援事業奨励金支給要項

平成 25 年 1 月 16 日
役員会決定
改正 平成 25 年 4 月 1 日
平成 27 年 7 月 15 日
平成 29 年 5 月 1 日
平成 29 年 6 月 16 日

(目的)

第 1 この要項は、群馬大学(以下「本学」という。)に在籍する学生に対して、海外留学等のための経済的支援を行うことにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成し、もって本学の教育・研究の国際化を促進することを目的とする。

(支援対象)

第 2 経済的支援の対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 派遣交換留学(学生交流協定締結大学への 1 学期以上 1 年以内の留学)に参加する本学の正規課程に在籍する学部生及び大学院生
- (2) 本学が実施する海外研修プログラムに参加する本学の正規課程に在籍する学部生及び大学院生
- (3) その他学長が認める海外派遣プログラムに参加する本学の正規課程に在籍する学部生及び大学院生
- (4) 前 3 号のほか、学長が特に認める海外で行われる事業等に参加する本学の正規課程に在籍する学部生及び大学院生

2 経済的支援の対象事業は、役員会の議を経て学長が決定する。

(支援内容)

第 3 経済的支援は、海外派遣奨励金を支給することにより行う。

- 2 海外派遣奨励金の支給額は、対象事業の内容、人数、期間及び地域を勘案し、役員会の議を経て学長が決定する。
- 3 海外派遣奨励金は、原則として、派遣後、留学等を開始したことの報告を学生本人から受け次第、速やかに支給する。

(申請手続)

第 4 海外派遣奨励金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所属する学部等の長の承認を経て、海外派遣奨励金支給申請書(以下「申請書」という。)(別紙様式)により国際センター長(以下「センター長」という。)へ申請する。

(選考及び決定)

第5 センター長は、国際センター国際交流委員会の議を経て、海外派遣奨励金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）を決定する。

2 学長は、第4及び前項の規定にかかわらず、グローバル社会において活躍できる人材と認めた学生を受給者に加えることができる。

3 センター長は、前2項の規定により、受給者が決定されたときは、申請者等に通知する。

（支給の取消し）

第6 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、海外派遣奨励金の支給を取り消す。

（1）申請書の記載に虚偽が判明したとき。

（2）受給者が懲戒処分を受けたとき。

（3）成果の見込みがないと判断したとき。

（4）受給者が退学又は除籍となったとき。

（5）受給者が死亡又は行方不明となったとき。

（6）受給者が休学したとき。

（7）派遣先の事情により、又は受給者の在留資格が取得できない等、留学することが不可能であるとき。

（8）その他派遣するにふさわしくないと判断したとき。

2 前項の規定により海外派遣奨励金の支給を取り消した場合は、原則、既に支給した海外派遣奨励金の全額又は一部を返納させる。

（本学の国際交流活動への協力）

第7 受給者は、本学が実施する海外派遣報告会その他国際交流に関する活動に協力しなければならない。

（事務）

第8 海外派遣奨励金に関する事務は、国際課において処理する。

（雑則）

第9 この要項に定めるもののほか、海外派遣奨励金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要項は，平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は，平成 29 年 6 月 16 日から施行する。